

民事法（民法・商法）問題紙

B 日程

平成 18 年 2 月 26 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は全 9 ページである。

科目名	ページ
民法	1 ~ 2
商法	3 ~ 7

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科目名	枚数	配点
民法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商法	1 枚	80 点
合計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

80 歳の A は、会社を定年退職した後、1 人暮らしをしており、認知症に罹り判断能力は相当低下しており、これまで土地取引の経験はない。不動産販売業者 B は、A 宅を頻繁に訪れて土地購入の勧誘をしていたところ、不動産の廉売説明会を開催すると称して A を温泉に無料招待した。その説明会の席上、B は、土地の購入を勧誘し、その土地の価格は現在坪 4 万円であるが、今後値上がりすることはあっても値下がりすることはなく絶対に安全であり、退職金を定期預金にしておくよりも有利であると説明した。A は、説明会に参加していた者の多くが契約に応じようとしていたので、その説明を信じ、その土地 (100 坪) を代金 400 万円で購入する契約を締結し、代金全額を支払った。その後、その土地は、坪当たり 2000 円程度のものであり、将来にわたって値上がりの見込みのない荒蕪地であることが判明した。A は、B に対して、支払った 400 万円の返還を求めようと考えている。考えられうる民法上の法的根拠とそれぞれの要件、効果に関する問題点を検討しなさい。

問題 2 (60 点)

B は、A が所有する地続きの 2 筆の土地 (ア) 地・(イ) 地を期限の定めなく借り、(イ) 地に住宅を建て (以下ではこれを甲建物とよぶ) (ア) 地は庭として使用していた。のち、田舎から呼び寄せた老母のために、A の承諾をえたうえで (ア) 地に小さな別棟の建物をつくり (以下ではこれを乙建物とよぶ) 老母を住ませた。ところが、老母はほどなく病気になる、死亡した。しばらく乙建物は空家状態のままだったが、知人からの懇願もあり B は C にこれを貸した。やがて、生活環境が気に入った C はこの地に永住したいと考え、B に乙建物の買い入れを申し出たところ、乙建物をもはや不要と考えた B はこれを了承した。早速売買契約が締結され、代金の授受、建物の所有権移転登記もおわった。

他方甲建物については、生活の資にあてるため、B がその一部を知人の営む D 会社の事務所として 3 年間の約で貸与しており、当該部分は D 会社の占有下にある。

そうしたなか、A は、建築業者のすすめもあり、(ア) 地ならびに (イ) 地に隣接する自己所有地にマンションを建てることを計画し、(ア) 地、(イ) 地も可能であればマンションの駐車場用地にしたいと考えるようになった。

その後、(イ) 地については、A B 間で、土地の賃貸借契約はあと半年間だけとし、その時期がくれば立退料 2500 万円と引き替えに甲建物を収去し土地を明渡すとの合意が成立した。他方、(ア) 地については、話し合いは困難な状況にある。

以上の事実関係があるとき、民法上、A はどのような主張をすることができるだろうか。他面、それに対する相手方の反論にはいかなるものが考えられるだろうか。(ア) 地をめぐる問題、(イ) 地をめぐる問題とを分けて説明しなさい。また、それぞれにおいて、B・C 間、B・D 間に生じうる問題があれば説明しなさい。

(付記：示された事実関係のみでは結論を出すことができないと考えるときは、適宜、場合分けをしたり、条件を付加してよい。)

商 法

(各問 10 点計 80 点)

【答案作成上の注意事項】

以下の問題については、平成 17 年 4 月 1 日における現行法にしたがって解答しなさい。各問題における 5 つの記述の正・誤を考えるに当たって、見解が分かれている場合には、最高裁判所の判例の立場によりなさい。また、その判例がない場合には、多数説の立場によりなさい。

問題 1 株主総会の決議事項である次のア～オのうち、特別決議事項でないものの組合わせは、下記の 1～5 のどれか。

- ア 取締役の解任
- イ 事後設立
- ウ 特定の者からの自己株式の買受け
- エ 株式譲渡制限のための定款変更
- オ 利益処分案の承認

1 アイ 2 ウエ 3 イオ 4 アウ 5 エオ

問題2 商法上の問屋営業と仲立営業に関する次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 商法上の問屋は、法的には、売買の当事者として権利義務の主体となるから、問屋の行為は、法律上の代理ではなく、経済上の代理にほかならず、間接代理と呼ばれている。
- 2 商法上の問屋は、委託者のために法律行為をなす点で、他人間の商行為の媒介という事実行為の委託を目的とする商事仲立人とは異なる。
- 3 商法上の仲立人は、商人であるから、特約がなくても、相当の報酬である仲立料を請求できる。
- 4 商法上の問屋は、委託者のためになした売買につき、相手方がその債務を履行しないときは、別段の特約または慣習がない限り、委託者に対して自ら履行する責任がある。
- 5 商事仲立人は、当事者の一方が氏名または商号を相手方に示さなかった場合には、常に、仲立人自身が相手方に対して契約当事者として履行する責任を負う。

問題3 委員会等設置会社に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 取締役は業務を執行することができず、そのため取締役が執行役を兼任することは禁止されている。
- イ 取締役会は、合併契約書の内容の決定を、執行役に委任することはできないが、簡易合併に関するその決定は、執行役に委任することができる。
- ウ 指名委員会は、株主総会に提出する取締役および執行役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有する。
- エ 報酬委員会は、株主総会に提出する取締役および執行役の報酬に関する議案の内容を決定する権限を有する。
- オ 会社は、代表執行役以外の執行役に、会社を代表する権限を有すると認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

1 アイ 2 イエ 3 ウエ 4 イオ 5 エオ

問題4 Cは、AがBに振り出し、次いでBからCに裏書譲渡された約束手形を所持している。この手形に関する次の1～5の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 この手形の満期として「一覽後10日」と記載されていた場合、このような満期の記載は許されないから、Aは、Cに対して手形金の支払を拒むことができる。
- 2 この手形の支払期日として特定の日が記載され、この特定の日翌日にBがこの手形をCに裏書譲渡したものである場合、この裏書は期限後裏書であるから、Aは、Bに対する人的関係に基づく抗弁をCに主張することができる。
- 3 Bの債務不履行を理由にこの手形の振出の原因関係が解除され、さらにCの債務不履行を理由に裏書の原因関係も解除された場合、Aは、Bに対する原因関係消滅の抗弁をCに主張して、手形金の支払を拒むことができる。
- 4 この手形は、AがBから強迫を受けて振り出したもので、AがBに対してその振出行為を取り消した場合、Aは、Cに対して、Cがこの強迫の事実を知らなかったとしても、この手形の振出行為の取消しを主張して手形金の支払を拒むことができる。
- 5 Aがこの手形を振り出したときに未成年者であったため、この手形の振出行為が取り消された場合、この振出行為の取消しを主張して、AはCに対して手形金の支払を拒むことができるし、BもCの遡求を拒むことができる。

問題5 株式会社(商法特例法上の小会社を除く。)の監査役に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 監査役の報酬は、定款に定める場合も、株主総会の決議による場合も、取締役の報酬とは別に定めなければならない。
- イ 定款によって、監査役を株主に限るものとすることができる。
- ウ 監査役が会社から金銭の貸付けを受けるには、取締役会の承認を受けることを要しない。
- エ 監査役は、正当な事由があるときに限り、取締役、支配人その他の使用人に対し、営業の報告を求めることができる。
- オ 未成年者は、監査役になることができない。

1 アウ 2 イオ 3 ウエ 4 アオ 5 イエ

問題6 次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 営業譲渡をするときは、一つの営業譲渡契約を締結することで包括的に行うことができるのであり、個々の営業用財産等について各個別的な譲渡契約を締結する必要はない。
- 2 貨物引換証により運送品を受け取ることができる者にその証券を引き渡した場合、その引き渡しは、運送品に対して行使できる権利の取得につき、運送品の引き渡しと同一の効力を有する。
- 3 商法の匿名組合において、匿名組合は、対外的には、営業者の個人営業であるから、匿名組合員は、営業者の行為については、第三者に対して直接に権利義務を有することは一切ない。
- 4 商号の譲渡は、商号の登記の前後を問わず、営業を廃止する場合および営業とともに譲渡する場合にのみ許される。
- 5 判例には、株式会社の取締役でない者が自己を取締役として登記することに承諾を与えかつ実印と委任状を渡していたような場合には、不実の登記の実現に加功した者として、商法規定の類推適用を認めて、その者に取締役としての責任を認めた事例がある。

問題7 株式会社の新株発行に関する次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 対外的に会社を代表する権限のある取締役が新株を発行した以上、たとえ当該新株の発行について有効な取締役会の決議がなくとも、当該新株の発行は有効である。
- 2 新株発行に関する事項の公示を欠くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止の事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となる。
- 3 著しく不公正な方法で新株を発行した場合には、たとえ会社を代表する権限のある取締役が発行しても、新株発行の無効原因となる。
- 4 発行差止の仮処分命令があるにもかかわらず、当該仮処分命令に違反して新株発行がされた場合には、新株発行の無効原因となる。
- 5 新株発行無効の訴えにおいて、出訴期間経過後に新たな無効の事由を追加して主張することは許されない。

問題 8 Aが、自然人甲を振出人として「甲代理人A」と記名捺印し、又は乙株式会社を振出人として「乙株式会社」と記名捺印し、受取人Bに振り出した約束手形に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア Bが、甲のために手形を振り出す権限を有することなく「甲代理人A」名義でこの手形を振り出したAに対して、手形金の支払を求めた場合、Aは、A自身の有する抗弁のほか、甲において主張しえた抗弁をBに主張することができる。
- イ 甲のために手形を振り出す権限を有していないAが「甲代理人A」名義でこの手形を振り出したものであっても、表見代理が成立するときには、BのAに対する手形金支払請求は認められない。
- ウ 甲のために手形を振り出す権限を有していないAが「甲代理人A」名義でこの手形を振り出したものであるならば、甲は、Bに対しても、またBからこの手形を裏書譲渡されたCに対しても手形金の支払を拒むことができる。
- エ この手形が「乙株式会社」と記名捺印されて振り出されたもので、Aが乙株式会社のために手形を振り出す権限を有していなかった場合、Bからこの手形を裏書譲渡されたCに対して乙株式会社は手形金の支払を拒むことができるが、BはCの遡求を拒むことができない。
- オ この手形が「乙株式会社」と記名捺印されて振り出されたもので、Aに乙株式会社のために手形を振り出す権限が与えられていたならば、乙株式会社は、Bに対しても、またBからこの手形を裏書譲渡されたCに対しても手形金の支払を拒むことができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ